

飛島村農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 海部郡飛島村

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	<ul style="list-style-type: none"> ・政成処理区 平成4年度(28年経過) ・大服処理区 平成6年度(26年経過) ・渚松之郷処理区 平成8年度(24年経過) ・梅之郷処理区 平成10年度(22年経過) ・竹之郷処理区 平成13年度(19年経過) ・三福処理区 平成7年度(25年経過) ・元起処理区 平成16年度(16年経過) ・南竹堤処理区 平成9年度(23年経過) 	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	18.38人/ha	流域下水道等への 接続の有無	接続なし
処理区数	8処理区 (政成処理区・大服処理区・渚松之郷処理区・梅之郷処理区・竹之郷処理区・三福処理区・元起処理区・南竹堤処理区)		
処理場数	8処理場 (政成処理場・大服処理場・渚松之郷処理場・梅之郷処理場・竹之郷クリーンセンター・三福処理場・元起クリーンセンター・南竹堤処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化・共同化:近隣自治体との距離もあり接続は困難であるため未検討です。 最適化:隣接する農業集落排水施設の統廃合は高低差の関係、また村内の社会的条件により難しく未検討です。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	880円/戸+352円/人(1世帯1人当たり) 消費税含む																																			
業務用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般業務用(一般用と業務用の区別がしがたい建築物) 880円/戸+352円/人(世帯員に換算処理人員を加えた人員1人当たり) ・業務用(事業所・事務所・作業所・店舗・共同住宅等) 880円/戸+352円/人(換算処理人員1人当たり) 																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">換算処理人員表</th> </tr> <tr> <th>業務形態</th> <th>換算対象数値</th> <th>換算率</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗(厨房施設無)</td> <td>従業員数</td> <td>0.3</td> <td>水を使わない店舗</td> </tr> <tr> <td>店舗(厨房施設有)</td> <td>水道使用量</td> <td>1/8</td> <td>調理等をする店舗</td> </tr> <tr> <td>飲食店</td> <td>水道使用量</td> <td>1/8</td> <td>食堂・喫茶店等</td> </tr> <tr> <td>事業所等</td> <td>従業員数</td> <td>0.3</td> <td>事業所・水を使わない事業所</td> </tr> <tr> <td>事業所等(厨房施設有)</td> <td>水道使用量</td> <td>1/8</td> <td>食堂がある事業所</td> </tr> <tr> <td>共同住宅</td> <td>居住人数</td> <td>1.0</td> <td>寮・共同住宅</td> </tr> </tbody> </table>				換算処理人員表				業務形態	換算対象数値	換算率	摘要	店舗(厨房施設無)	従業員数	0.3	水を使わない店舗	店舗(厨房施設有)	水道使用量	1/8	調理等をする店舗	飲食店	水道使用量	1/8	食堂・喫茶店等	事業所等	従業員数	0.3	事業所・水を使わない事業所	事業所等(厨房施設有)	水道使用量	1/8	食堂がある事業所	共同住宅	居住人数	1.0	寮・共同住宅
換算処理人員表																																				
業務形態	換算対象数値	換算率	摘要																																	
店舗(厨房施設無)	従業員数	0.3	水を使わない店舗																																	
店舗(厨房施設有)	水道使用量	1/8	調理等をする店舗																																	
飲食店	水道使用量	1/8	食堂・喫茶店等																																	
事業所等	従業員数	0.3	事業所・水を使わない事業所																																	
事業所等(厨房施設有)	水道使用量	1/8	食堂がある事業所																																	
共同住宅	居住人数	1.0	寮・共同住宅																																	
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当なし																																			
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	1,899	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載																																
	平成30年度	1,899	円																																	
	令和元年度	1,936	円																																	
	平成29年度	1,560	円																																	
	平成30年度	1,640	円																																	
	令和元年度	1,680	円																																	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設課 3名 うち 課長 1名 課長補佐 1名 主事 1名
事業運営組織	村長 - 開発部(部長、次長) - 建設課(課長 以下2名)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	村内の全施設の運転管理を包括的に業者に委託しており、維持管理業務の効率化を図っています。また水質検査や清掃業務も民間に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添次頁のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

村全体で見ますと、過去10年間で人口は114人、約2.4%の微増となっています。本村はほぼ全域農業集落排水処理区域であり、処理区域内人口も村全体人口の動態と同様と考えます。今後も過去10年同様に年間約0.2%程度のわずかな増加にとどまり、人口はほぼ横ばい状態が続くと予測します。

(2) 有収水量の予測

人口の予測同様、有収水量もわずかに増加するものの、ほぼ横ばい状態であると予測します。

経営比較分析表（令和元年度決算）

愛知県 飛鳥村

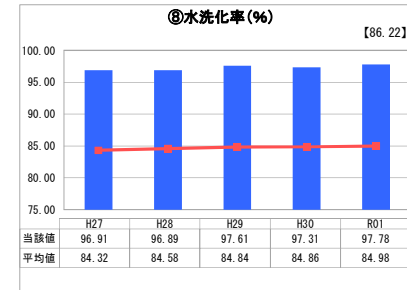
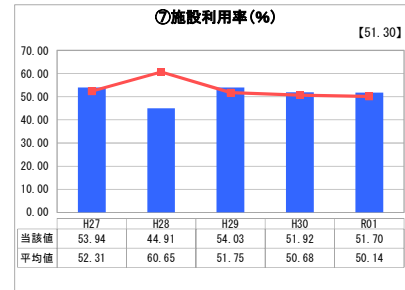
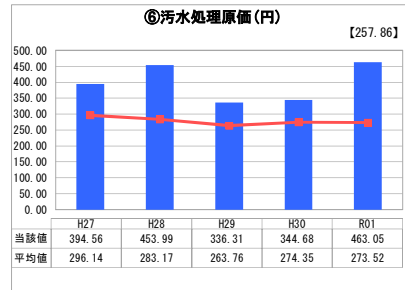
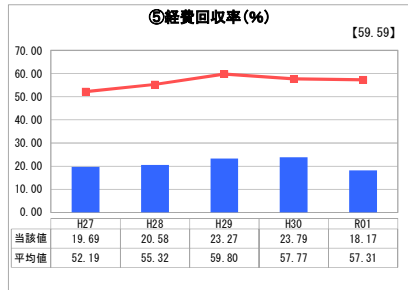
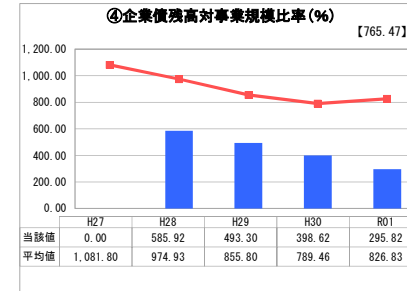
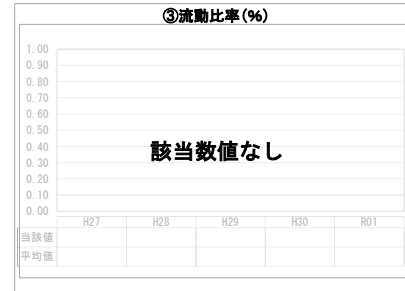
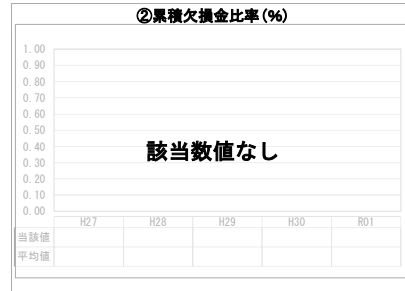
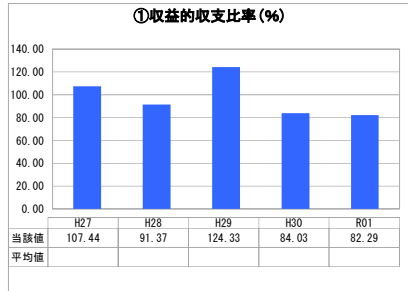
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	86.99	90.00	1,936

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
4,824	22.42	215.17
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,192	2.27	1,846.70

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

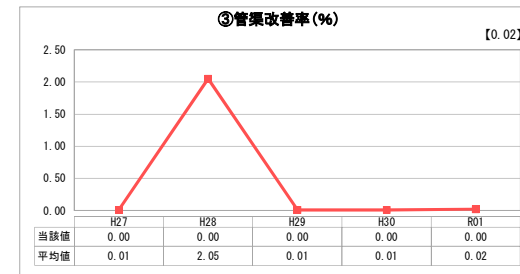
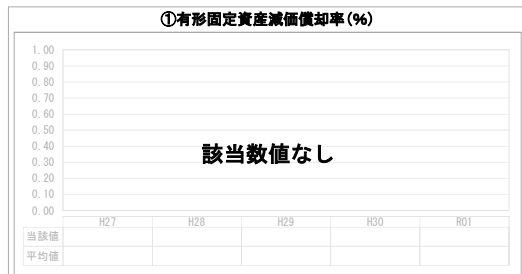
1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益の収支比率
一般会計からの繰入金に依存しているのが現状で、経営改善に向けた取り組みが必要な状況です。
- ④企業債残高対事業規模比率
企業債残高対事業規模比率は、整備事業の縮小により企業債残高は減少していく。
- ⑤経費回収率
水洗化率が高いにも関わらず経費回収率が類似団体平均値を下回っているのは、適切な料金設定がされていないことが要因です。
- ⑥汚水処理原価
処理施設の老朽化による機器更新費用が増加しているため汚水処理原価が平均より高い。
- ⑦施設利用率
平均値を上回る形で推移しており、適正な水準にあります。
- ⑧水洗化率
平均値を上回る形で推移している。

2. 老朽化の状況について

平成16年度に、最終の処理区の供用を開始しており、管路整備については完了しています。近年は、維持管理にコストを投入していますが、供用開始時期が早い処理区は、平成4年度からであるため、老朽化対策が必要です。

2. 老朽化の状況



全体総括

村内の全ての処理区において整備が完了しており、近年は維持管理にコストがシフトしています。しかし、経費回収率が低いことから現状では適切な水準の料金収入が確保されていない状況です。将来的な公営企業会計の導入を含めた検討を行い、経営の健全化を図る必要があると考えてます。経営戦略については、令和2年度に策定予定です。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

(3) 使用料収入の見通し

現在本村では施設使用料は基本料金と人員割の合算による定額制により徴収しています。人口と世帯数が増加すれば使用料が増加してくるようになりますが、人口は「2.(1)」で述べたとおり横ばい、世帯数についても人口同様に微増で、ほぼ横ばいであると予測しています。また、水洗化率は全国5万人未満の自治体における平均値79.4%と比べ、97.8%と非常に高い水準を達成しており、区域内の新規接続者も期待できません。よって、使用料収入は微増はするものの、今後も横ばい傾向である見通しです。

(4) 施設の見通し

竹之郷クリーンセンターと元起クリーンセンターを除く処理場は、供用開始から20年以上が経過しており、特に機械・電気設備において老朽化による機能低下が顕著に現れています。過去に各施設適宜補修を繰返し機能維持に努めてきましたが、令和2年度策定の最適整備構想にて、令和8年度以降、機能復旧に伴う機器更新の費用が増大し、維持管理費全体が増加する見通しとなっています。

(5) 組織の見通し

現在、村建設課にて施設の維持管理を行っていますが、一般会計業務と兼務のため多忙を極めています。業務の効率化や職員の負担軽減のため、維持管理業者への委託を行っており今後も継続していく予定です。同時に村建設課担当職員を維持管理に関する研修会などに参加させるなど、教育訓練を十分に行い、業者を指導できるよう維持管理能力のスキルアップに努めます。

3. 経営の基本方針

農業集落排水は生活環境の改善、公共用水域の水質保全、衛生的な環境を維持するための重要な基盤施設であることから、これらのサービスを持続的かつ安定的に提供することが求められています。このため、「農業集落排水サービスを持続的、かつ安定的に提供するための経営基盤を維持する」を基本方針とします。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決算)	(決算)	(決算見込)											
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	107,803	141,193	135,423	141,239	100,178	105,821	107,963	108,837	123,635	134,526	119,071	127,196		
	(1) 営 業 収 益 (B)	30,822	31,736	36,135	32,885	30,855	30,970	31,085	31,200	36,841	36,976	37,112	37,247		
	ア 料 金 収 入	30,524	31,171	31,412	31,224	30,855	30,970	31,085	31,200	36,841	36,976	37,112	37,247		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他	298	565	4,723	1,661	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 営 業 外 収 益	76,981	109,457	99,288	108,354	69,323	74,851	76,878	77,637	86,794	97,550	81,959	89,949		
	ア 他 会 計 繰 入 金	76,981	109,457	99,241	108,351	69,323	74,851	76,878	77,637	86,794	97,550	81,959	89,949		
	イ そ の 他			47	3										
	2 総 費 用 (D)	84,239	86,699	99,656	108,098	90,819	89,696	88,856	100,436	88,350	88,350	88,350	88,350		
	(1) 営 業 費 用	76,783	80,424	89,279	104,337	88,350	88,350	88,350	100,350	88,350	88,350	88,350	88,350		
	ア 職 員 給 与 費														
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	76,783	80,424	89,279	104,337	88,350	88,350	88,350	100,350	88,350	88,350	88,350	88,350		
	(2) 営 業 外 費 用	7,456	6,275	10,377	3,761	2,469	1,346	506	86	0	0	0	0		
ア 支 払 利 息	7,456	6,275	5,044	3,760	2,469	1,346	506	86	0	0	0	0			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	0	0	5,333	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	23,564	54,494	35,767	33,141	9,359	16,125	19,107	8,401	35,285	46,176	30,721	38,846			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	35,523	31,871	40,131	41,761	35,391	36,198	28,762	24,233	53,136	69,358	45,232	57,916		
	(1) 地 方 債														
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	27,804	28,985	30,216	31,500	28,301	22,958	12,811	3,353	0	0	0	0		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	5,710	2,080	9,714	9,460	6,690	12,840	15,551	20,480	52,736	68,958	44,832	57,516		
	(6) 工 事 負 担 金	2,000	800	200	800	400	400	400	400	400	400	400	400		
	(7) そ の 他	9	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 資 本 的 支 出 (G)	57,151	88,010	75,898	74,902	44,750	52,323	47,869	32,634	88,421	115,534	75,953	96,762		
	(1) 建 設 改 良 費	29,347	59,025	45,682	43,402	16,449	29,365	35,058	29,281	88,421	115,534	75,953	96,762		
	ウ ち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	27,804	28,985	30,216	31,500	28,301	22,958	12,811	3,353	0	0	0	0		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 21,628	△ 56,139	△ 35,767	△ 33,141	△ 9,359	△ 16,125	△ 19,107	△ 8,401	△ 35,285	△ 46,176	△ 30,721	△ 38,846			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)	(決算見込)									
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	1,936	△ 1,645	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	135,010	136,946	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	136,946	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)												
実 質 収 支		(P)	136,946	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301	135,301
(N)-(O)		(Q)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$													
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$		96	122	104	101	84	94	106	105	140	152	135	144
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	30,822	31,736	36,135	32,885	30,855	30,970	31,085	31,200	36,841	36,976	37,112	37,247
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高		(W)												
地 方 債 残 高		(X)	158,123	129,140	98,923	67,423	39,122	16,164	3,353	0	0	0	0	0

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			(決算)	(決算)	(決算見込)									
収益的収支分			76,981	97,058	99,241	108,351	69,323	74,851	76,878	77,637	86,794	97,550	81,959	89,949
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金		76,981	97,058	99,241	108,351	69,323	74,851	76,878	77,637	86,794	97,550	81,959	89,949
資本的収支分			27,804	28,985	30,216	31,500	28,301	22,958	12,811	3,353	0	0	0	0
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金		27,804	28,985	30,216	31,500	28,301	22,958	12,811	3,353	0	0	0	0
合 計			104,785	126,043	129,457	139,851	97,624	97,809	89,689	80,990	86,794	97,550	81,959	89,949

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設の中には供用開始後30年近く経過するものもありますが、今までに更新事業など利用し適宜設備の更新を行ってきました。今後は計画的にかつ持続的に機器更新等の維持管理を行っていきます。
-----	--

○管渠、処理場等の更新に関する費用
令和2年策定の最適整備構想に基づき、計画的に機器更新等を行い、少ない投資でより大きな効果が得られるよう、きめ細やかな更新計画を持続的に行っていきます。これにより大掛りな更新工事時期の適切なタイミングを計ることにより修繕にかかる維持管理費の軽減を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	処理施設の老朽化による機器更新費用の増加が見込まれるため、財政状況を踏まえ使用料の引き上げを検討し経営基盤の維持を図ります。 また、国・県などによる補助事業を活用し、経済的かつ計画的に維持管理を行いません。
-----	--

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
現在、村財政は一般会計において安定的な収入を維持しており、早急に使用料を上げなければならない状況にはありませんので、当面は現使用料を継続しますが、今後は財政状況を踏まえ段階的に見直しを検討し使用料収入の増収に努めます。

○県などの補助金に関する事項
国・県などによる補助金を、選択的に上手く活用することにより、経済的かつ計画的に維持管理や補修を行いません。

○繰り入れ金について
村民サービスの一環として、引続き一般会計からの繰り入れを一部財源に充てます。

○地方債について
現在の地方債については令和7年度で償還予定です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項
一般会計業務と兼務のため、計上はしていません。

○委託費に関する事項
業務の効率化や職員の負担軽減になる部分(管理運営費)について、農業集落排水事業に詳しい維持管理業者へ委託を行うこととしています。村建設課の担当者は定期的に部署の移動があり、職員だけでは維持管理業務は負担が大きいため、今後も委託業者を活用し適切な維持管理を行っていきます。同時に担当職員の教育訓練を十分にを行い、維持管理能力のスキルアップに努めます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	今後も広域化・共同化の予定はありません。最適化についても、社会的要因により施設の統合は行う予定はありません。
投資の平準化に関する事項	令和2年度策定の最適整備構想に基づき、計画的な施設の更新を実施することで、施設の長寿命化とトータルコスト抑制を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在、村財政は一般会計において安定的な収入を維持しており、早急に使用料を引上げなければならない状況ではないので現使用料単価を当面は維持しますが、今後は村財政状況を踏まえた上で段階的に見直しを検討し、使用料の増収に努めます。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後も全施設の運転管理を包括的に業者に委託することにより維持管理費の軽減を図ります。PPP及びPFIは活用する予定はありません。
職員給与費に関する事項	業務内容等に注視し、適切な職員数の配置に努めます。
動力費に関する事項	施設機械の老朽化が進むと過負荷などにより動力費の増加が懸念されるため、設備機能低下が生じる前に適切な整備を適切な時期に行い動力費のコストダウンを図っていきます。また、間欠運転などが可能な機器を検討し、省エネ運転を行う事により機器の長寿命化と動力費の軽減を同時に図ってきます。
薬品費に関する事項	水質規制が年々厳しくなっていく中、水質基準を遵守していく上で、必要に応じて薬品の使用量を調整していきます。過剰な使用量とならない様、十分検討した上で現場での投入量を決めていきます。
修繕費に関する事項	令和2年度策定の最適整備構想に基づき、計画的に整備を実施していくことにより修繕費を節減していきます。機器を予防的に整備することにより修繕費を抑え、更に長寿命化も図っていきます。
委託費に関する事項	業務内容を把握し、必要作業を絞った仕様書を作成する等、委託費の適正化に努めます。
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	原則5年毎に見直しを行い、以降の経営戦略へ活かし新たな計画を作成します。
---------------------	--------------------------------------